資料 2 - 8



第1回新たな地域医療構想等に関する検討会 資料 2 $\overline{\mathsf{B}}$

新たな地域医療構想に関する検討の進め方について(抜粋)

1. 地域医療構想の取組及び進捗

(1) 地域医療構想の概要と経緯

地域医療構想について

- 地域医療構想は、**中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化 化**を見据え、**医療機関の機能分化・連携**を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的とするもの。
 - ① 都道府県において、各構想区域における**2025年の医療需要と「病床数の必要量」**について、**医療機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)** ごとに推計し、地域医療構想として策定。
 - ② 各医療機関から都道府県に対し、現在の病床機能と今後の方向性等を 「病床機能報告」により報告。
 - ③ 各構想区域に設置された**「地域医療構想調整会議」において、病床の機能分化・連携に向けた協議**を実施。
 - ④ 都道府県は「地域医療介護総合確保基金」を活用し、医療機関の機能分化・連携を支援。さらに、自主的な取組だけでは進まない場合、「医療法に定められている権限の行使を含めた役割」を適切に発揮することで、地域医療構想の実現を図る。

病床機能報告制度

○ 各医療機関は、毎年、病棟単位(有床診療所の場合は施設単位)で、医療機能の「現状」と「今後の 方向」を、自ら1つ選択して、都道府県に報告。病棟には様々な病期の患者が入院していることから、 当該病棟でいずれかのうち最も多い割合の患者を報告することを基本とする。

医療機能の名称	医療機能の内容	
高度急性期機能	○急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合 周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟	
急性期機能	○急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能	
回復期機能	○急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ○特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頚部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰 を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)	
慢性期機能	○長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者 又は難病患者等を入院させる機能	

- 回復期機能については、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、リハビリテーションを提供していなくても「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、回復期機能を選択できる。
- 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能 を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択する。
- 特定機能病院においても、病棟の機能の選択に当たっては、一律に高度急性期機能を選択するのではなく、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、 医療機能を適切に選択する。

(病棟の患者構成イメージ)





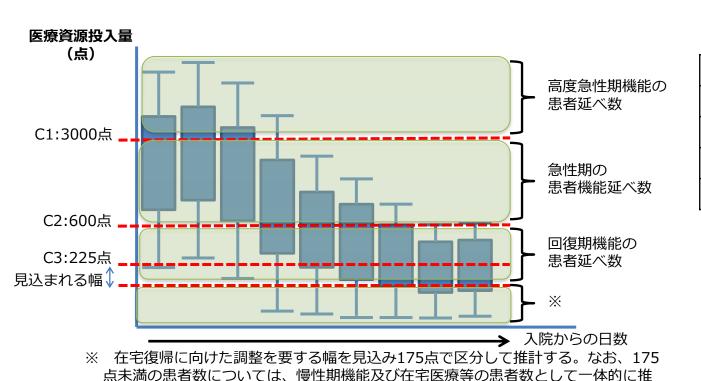
「高度急性期機能」 「急性期機能」

「回復期機能」

「慢性期機能」

2025年の医療需要及び各医療機能の必要量の推計の基本的考え方

- 地域医療構想は、都道府県が構想区域(原則、二次医療圏)単位で策定。そのため、将来の医療需要や病床の必要量についても、国が示す方法に基づき、都道府県が推計。
- 患者に対して行われた診療行為を、診療報酬の出来高点数で換算した値(医療資源投入量)の多寡により、高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能を区分。医療機能区分ごとに、医療需要(1日当たりの入院患者延べ数)を算出。それを病床稼働率で割り戻して、病床の必要量を推計。



計する。

都道府県が構想区域ごとに推計

医療機能	2025年の医療需要
高度急性期機能	0000人/日
急性期機能	□□□□人∕日
回復期機能	$\triangle \triangle \triangle \triangle$ 人人日
慢性期機能	▽▽▽人/日



病床稼働率で割り戻して、病床数に変換

・ ・高度急性期75% ・急性期78%

· 回復期90% · 慢性期92%

医療機能	2025年の病床数の必要量
高度急性期機能	●●●床
急性期機能	■■■■床
回復期機能	▲▲▲床
慢性期機能	▼▼▼床

地域医療構想に関する主な経緯や都道府県の責務の明確化等に係る取組・支援等

年度	主な経緯	制度改正等	財政支援等	金融・税制優遇
	病床機能報告の開始 全都道府県で地域医療構想を 策定	○医療法改正(H26年公布)・地域医療構想、病床機能報告制度の創設・病床機能報告における過剰な医療機能への転換時の対応・地域医療構想調整会議の協議が整わないとき等の対応・非稼働病床の削減に向けた対応○通知:地域医療構想ガイドライン(H29.3.31局長通知)	○地域医療介護総合確保基金の創設・地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	○地域医療構想に係る優遇融資・増改築費用、長期運転資金
	公立・公的医療機関において、 先行して対応方針の策定	 事務連絡:地域医療構想・病床機能報告における回復期機能について(H29.9.29) ・適切な医療機能の報告 通知:地域医療構想の進め方について(H30.2.7課長通知) ・個別の医療機関ごとの対応方針のとりまとめ ・新たな医療機関の開設の許可申請への対応(不足する医療機能の提供に係る条件付き許可を付す場合の整理) ・非稼働病棟を有する医療機関への削減に向けた対応(地域医療構想調整会議での説明等) ・地域医療構想調整会議の年間スケジュールの作成 		
H30		 ○医療法改正(地域医療構想の実現のため知事権限の追加) ・新たな医療機関の開設等の許可申請への対応(将来の病床の必要量を超える場合の対応) ○通知:地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策(H30.6.22課長通知) ・都道府県単位の地域医療構想調整会議、都道府県主催研修会、地域医療構想アドバイザーの設置等 ○通知:地域の実情に応じた定量的な基準の導入(H30.8.16課長通知) ・定量的基準の導入 		
R1	公立・公的医療機関等の対応 方針の再検証	○通知:公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について (R2.1.17局長通知) ・公立・公的医療機関等の対応方針の再検証等の実施		○地域医療構想実現のための特別償却制度・法人税優遇措置
R2			○病床機能再編支援事業の開始○重点支援区域の開始	
	医療機関の対応方針の策定や 検証・見直し	○通知:地域医療構想の進め方について(R4.3.24局長通知) ・各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しの実施 ・検討状況の定期的な公表	○医療介護総合確保法改正 ・再編計画の認定制度創設 ・病床機能再編支援事業基金化	○認定再編計画に係る登録免許 税優遇措置
R4	地域医療構想の進捗状況の検証	○告示:医療提供体制の確保に関する基本方針(R5.3.31一部改正)○通知:地域医療構想の進め方について(R5.3.31課長通知)・PDCAサイクルを通じた地域医療構想の推進6		○認定再編計画に係る不動産取得税優遇措置○認定再編計画に係る優遇融資・増改築費用、長期運転資金 13

「地域医療構想の進め方について」(令和4年3月24日 厚生労働省医政局長通知)

〈基本的な考え方〉

- 今後、各都道府県において第8次医療計画(2024年度~2029年度)の策定作業が2023年度までかけて進められる際には、各地域で記載事項追加(新興感染症等対応)等に向けた検討や病床の機能分化・連携に関する議論等を行っていただく必要があるため、その作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。
 - ・ その際、各都道府県においては、**今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の** 機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。
 - ・ また、2024年度より医師の時間外労働の上限規制が適用され、2035年度末に暫定特例水準を解消することとされており、各医療機関において上限規制を遵守しながら、同時に地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、医療機関内の取組に加え、各構想区域における地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携の取組など、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組を進めることが重要であることに十分留意する。
- なお、<u>地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地</u> 域**の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるもの**である。

7

PDCAサイクル等による地域医療構想の推進について

(医療提供体制の確保に関する基本方針(平成19年厚生労働省告示第70号)

令和5年3月31日一部改正)

第三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項

- 二 目標設定に関する国と都道府県の役割
- 3 地域医療構想に係る目標設定

都道府県は、将来における地域の医療提供体制の確保のため、地域医療構想(法第三十条の四第二項第七号に規定する将来の医療提供体制に関する構想をいう。以下同じ。)の実現に向けた取組を着実に進めることが重要であることから、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者(第六及び第七において「関係者」という。)との協議の場(以下「地域医療構想調整会議」という。)における協議の結果を踏まえ、当該構想区域(同号に規定する区域をいう。第五の一において同じ。)において担うべき医療機関としての役割及び当該医療機関が有するべき医療機能ごとの病床数を含む今後の対応方針(以下「対応方針」という。)の策定率等の目標について、毎年度、当該目標の達成状況の分析及び評価等を行うものとする。

第五 地域医療構想に関する基本的な事項

二 地域医療構想に関する国と都道府県の役割

都道府県は、策定した地域医療構想の達成に向けた取組を進めるに当たって、構想区域等(法第三十条の十四第一項に規定する構想区域等をいう。第六及び第七において同じ。)ごとに、地域医療構想調整会議を設け、当該会議での議論を通じて、地域における病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進していくことが必要である。**これらの推進に当たり、都道府県は、地域医療構想調整会議における協議の実施状況を公表するものとする。**

国は、必要な情報の整備や都道府県職員等に対する研修のほか、都道府県におけるデータの活用や医療介護総合確保法に基づく地域医療介護総合確保基金の活用に係る支援など、都道府県の地域医療構想の達成に向けた取組の支援を行うものとする。

第六 地域における病床の機能の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

一 地域における病床の機能の分化及び連携の基本的考え方

地域における病床の機能の分化及び連携については、地域の医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により推進していくことが前提となる。このため、都道府県は、法第三十条の十三第一項の規定による報告(以下「病床機能報告」という。)の結果等により毎年度進捗を把握し、公表するとともに、構想区域等ごとに設置する地域医療構想調整会議において、関係者との連携を図りつつ、必要な事項について協議を行うことが必要である。その際、構想区域等における将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、医療機関の役割を明確化することや将来的に病床機能の転換を予定している医療機関の役割を確認すること等が必要である。あわせて、地域医療構想調整会議における協議の結果を踏まえた対応方針の策定率を公表することとする。また、都道府県は、法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人の認定、地域医療介護総合確保基金の活用等により、医療機関の自主的な機能分化及び連携に向けた取組を支援することが必要である。

さらに、<u>都道府県は、地域医療構想調整会議における協議の実施状況や対応方針の</u>策定率等を踏まえ、将来の病床数の必要量と病床機能報告に より報告を受けた病床数に著しく差が生じている場合には、その要因について、当該構想区域等における医療提供体制を踏まえて分析及び評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応について検討することとする。

国は、都道府県の地域医療構想の達成に向けた取組を支援するとともに、地域における病床の機能の分化及び連携を更に実効性あるものとするため、病床機能報告の在り方を検討して見直しを行い、地域の医療需要に円滑に対応できる人員配置等を調えることの検討を進めるものとする。

PDCAサイクル等による地域医療構想の推進について

~ 地域医療構想の進め方について(令和5年3月31日付け医政地発0331第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)のポイント~

「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」(令和4年12月28日)等を踏まえ、都道府県において、毎年度、対応方針の策定率等を 目標としたPDCAサイクルを通じて地域医療構想を推進することとする。

(1)年度目標の設定

- ✓ 毎年度、構想区域ごとに立てる地域医療構想の推進に係る目標については、以下のとおり設定する。
 - ・ 各医療機関の対応方針の策定率が100%未満の場合には、対応方 針の策定率
 - ※2022年度・2023年度において各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを 行うこととされていることに留意。
 - ・ 既に100%に達している場合等には、合意した対応方針の実施率
- ✓ 対応方針の策定の前提として、病床機能報告の報告率が100% でない場合には、未報告医療機関に対し、報告を求める。

(2) 地域医療構想の進捗状況の検証

- ✓ 病床機能報告上の病床数と将来の病床の必要量について、データの特性だけでは説明できない差異(※)が生じている構想区域において、地域医療構想調整会議で要因の分析・評価を実施。
 - ※病床機能報告が病棟単位であることに起因する差異や、地域の実情に応じた定量的 基準の導入により説明できる差異を除いたもの。
- ✓ 人員・施設整備等の事情で、2025年までに医療機能の再編の取組が完了しない場合には、完了できない事情やその後の見通しについて具体的な説明を求める。

(3)検証を踏まえて行う必要な対応

- ✓ 非稼働病棟等について、以下の通り対応する。
 - ・ 病床機能報告から把握した非稼働病棟については、非稼働の理由及び当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について、地域医療構想調整会議での説明を求める。その際、当該病棟の再稼働の見込みについては、医療従事者の確保の具体的な見込み等も含めて詳細な説明を求め、十分議論する。また、病床過剰地域においては、医療法に基づく非稼働病床の削減命令・要請等を行う。
 - ・ 病棟単位では非稼働となっていないが、非稼働となっている病床数や病床稼働率の著しく低い病棟についても把握し、その影響に留意する。
- ✓ 非稼働病棟等への対応のみでは不十分である場合には、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協 議を実施し、構想区域の課題を解決するための年度ごとの工程表(KPIを含む。)を策定・公表。
- ✓ その他、地域医療構想調整会議の意見を踏まえ、必要な対応を行うこと。

必要な対応

(5) 2025年に向けた取組

2025年に向けた地域医療構想の更なる推進(案)

第14回地域医療構想及び医師確保 計画に関するワーキンググループ 資料1

令 和 6 年 3 月 1 3 日

○ 地域医療構想のPDCAサイクルを通じた取組を更に推進するため、3月中を目途に通知を発出し、2025年に向けて各年度に国・都道府県・医療機関が取り組む事項を明確化するとともに、国による積極的な支援を実施。

2025年に向けた取組の通知内容(令和6年3月予定)

1. 2025年に向けて国・都道府県・医療機関が取り組む事項の明確化

- ・ 国において推進区域(仮称)・モデル推進区域(仮称)を設定してアウトリーチの伴走支援を実施、都道府県において推進区域 の調整会議で協議を行い区域対応方針の策定・推進、医療機関において区域対応方針に基づく医療機関対応方針の検証・見 直し等の取組を行い、構想区域での課題解決に向けた取組の推進を図る。
 - ※ 病床機能報告上の病床数と必要量の差異等を踏まえ、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる推進区域(仮称)を都道府県あたり 1 ~ 2 か所設定。当該推進区域(仮称)のうち全国に10~20か所程度のモデル推進区域(仮称)を設定。なお、設定方法等については、追って通知。
- 引き続き、構想区域ごとの年度目標の設定、地域医療構想の進捗状況の検証、当該進捗状況の検証を踏まえた必要な対応 等を行う。

2. 国による積極的な支援

①地域別の病床機能等の見える化

- 都道府県別・構想区域別に、病床機 能報告上の病床数と必要量、医療機関 の診療実績等を見える化
- ・ これらのデータを有効に活用して、 地域医療構想調整会議の分析・議論の 活性化につなげる

②都道府県の取組の好事例の周知

地域医療構想の実現に向けた都道府 県の取組の好事例を周知

③<u>医療機関の機能転換・再編等の好事例</u> の周知

・ 医療機関の機能転換・再編等の事例に ついて、構想区域の規模、機能転換・再 編等の背景や内容等を整理して周知

④基金等の支援策の周知

・ 地域医療介護総合確保基金やデータ分析体制構築支援等の支援策の活用方法について、都道府県・医療機関向けリーフレットを作成

11

⑤都道府県等の取組のチェックリスト

・ 地域医療構想策定ガイドラインや関連 通知等で示してきた地域医療構想の進め 方について、都道府県等の取組のチェッ クリストを作成。都道府県等において、 これまでの取組状況を振り返り、今後、 必要な取組を実施。

<u>⑥モデル推進区域(仮称)におけるアウト</u> リーチの伴走支援

・ データ分析等の技術的支援や地域医療介護総合確保基金の優先配分等の財政的支援を活用して、モデル推進区域(仮称) においてアウトリーチの伴走支援を実施

2025年に向けて国・都道府県・医療機関が取り組む事項の明確化(系)

	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
国	● 2025年に向けた取組の通知発出 ・2025年に向けて国・都道府県・医療機 関が取り組む事項を明確化 ・地域別の病床機能等の見える化、好事 例の周知等を実施	● 2024年度前半: 都道府県あたり 1 ~ 2 か所の推進区域 及びこの うち 全国10~20か所程度のモデル推進区域を設定 新 ● モデル推進区域においてアウトリーチの伴走支援を実施 新	● <u>区域対応方針の進捗状況の確認・</u> 公表 新
都道府県	●調整会議で医療機関対応方針の協議	●推進区域の調整会議で協議を行い、区域対応方針(医療提供体制上の課題、解決に向けた方向性及び取組内容等)を策定●医療機関対応方針の進捗管理	●区域対応方針の推進新
医療機関	●医療機関対応方針の策定・検証・見直し	● <u>区域対応方針に基づく医療機関対応方針の検証・見直し</u> 新 ● 医療機関対応方針の取組の実施	●区域対応方針に基づく医療機関対応方針の検証・見直し新●医療機関対応方針の取組の実施

3. 新たな地域医療構想の検討

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(抄) (令和5年12月22日 閣議決定)

2. 医療・介護制度等の改革

令和6年3月21日

第107回社会保障審議会医療部会

資料1

<② 「加速化プラン」の実施が完了する 2028 年度までに実施について検討する取組>

◆ 医療提供体制改革の推進

- ・地域医療構想については、これまでのPDCAサイクルを通じた取組の進捗状況等を踏まえ、2025 年までの年度ごとに国・都道府県・医療機関がそれぞれ取り組む事項を明確化し、関係機関が一体となって計画的に更なる取組を進める。その際、国においては、都道府県・構想区域の病床機能等の状況の見える化、構想区域の効果的な事例(内容、検討プロセス等)の周知、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる構想区域を設定してアウトリーチの伴走支援の実施など、都道府県における地域の実情に応じた取組を支援する。
- ・2026 年度以降の地域医療構想の取組について、今後、医療・介護の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口の増大や現役世代の減少に伴う医療需要の変化に対応できるよう、2040 年頃を視野に入れつつ、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、中長期的課題を整理して検討を行う。
- ・こうした対応に実効性を持たせるため、都道府県の責務の明確化等に関し必要な法制上の措置等について検討を行う。
- ・かかりつけ医機能が発揮される制度整備について、85歳以上の高齢者の増加等を見据えて、診療実績に係る情報提供の強化を含め、 医療機能情報提供制度の刷新や、かかりつけ医機能報告制度の創設等により、国民・患者から見て、一人一人が受ける医療サービス の質の向上につながるよう、2025年4月の制度施行に向け、検討会等で具体的な議論を行い、2024年夏頃までに結論を得る。
- ・さらに、令和5年法改正の施行状況等を踏まえ、患者による選択や、地域包括ケアの中でのかかりつけ医機能、かかりつけ医機能の対象者、医療機関の連携・ネットワークによる実装等について更なる検討を進める。
- ・また、地域で必要となるかかりつけ医機能の確保に向けた、医師の教育や研修の充実にも取り組んでいく。

◆ 医師偏在対策等

- ・医師の偏在対策の観点から、医師養成過程における取組を進めるとともに、医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度において、管理者として評価する医療機関を拡大するなど、医師が少ない地域での医師確保の取組について更なる検討を進める。あわせて、オンライン診療の活用やタスク・シフト/シェアの推進を図る。
- ・医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在是正に向けて、医学部臨時定員、経済的インセンティブや、外来医師多数区域にお ける都道府県知事の権限強化を始めとする規制的手法の在り方について検討する。

地域医療構想の検討体制(案)

- 現行の地域医療構想については、引き続き、既設の地域医療構想及び医師確保計画に関するWGにおいて進捗状況の評価、更なる取組等の検討を行う。
- **新たな地域医療構想**については、2040年頃を視野に入れつつ、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含めて検討を行う必要があることから、**必要な関係者が参画する新たな検討会を新設して検討**を行う。

く現行の地域医療構想>

第8次医療計画等に関する検討会【既設】

(敬称略。五十音順)

地域医療構想及び医師確保計画に関するWG【既設】

伊藤 伸一 一般社団法人日本医療法人協会会長代行

猪口 雄二 公益社団法人日本医師会副会長

今村 知明 奈良県立医科大学教授

大屋 祐輔 一般社団法人全国医学部長病院長会議理事

○ 尾形 裕也 九州大学名誉教授

小熊 豊 公益計団法人全国自治体病院協議会会長

織田 正道 公益社団法人全日本病院協会副会長

幸野 庄司 健康保険組合連合会参与

櫻木 章司 公益社団法人日本精神科病院協会常務理事

田中 一成 一般社団法人日本病院会常任理事

野原 勝 全国衛生部長会

○:座長

く新たな地域医療構想>

新たな地域医療構想等に関する検討会(仮称)【新設】

(敬称略。五十音順)

石原 靖之 岡山県鏡野町健康推進課長

伊藤 伸一 一般社団法人日本医療法人協会会長代行

猪口 雄二 公益社団法人全日本病院協会会長

今村 知明 奈良県立医科大学教授

江澤 和彦 公益社団法人日本医師会常任理事

遠藤 久夫 学習院大学教授

大屋 祐輔 一般社団法人全国医学部長病院長会議理事

岡 俊明 一般社団法人日本病院会副会長

尾形 裕也 九州大学名誉教授

小熊 豊 公益社団法人全国自治体病院協議会会長

香取 照幸 一般社団法人未来研究所臥龍代表理事/兵庫県立

^{当以 照} 大学大学院特任教授

河本 滋史 健康保険組合連合会専務理事

國分 守 福島県保健福祉部長

櫻木 章司 公益社団法人日本精神科病院協会常務理事

佐藤 博文 岐阜県飛騨市市民福祉部地域包括ケア課長

高橋 泰 国際医療福祉大学教授

土居 丈朗 慶應義塾大学教授

東 憲太郎 全国老人保健施設協会会長

松田 晋哉 産業医科大学教授

山口 育子 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML

出口 月」 理事長

吉川 久美子 公益社団法人日本看護協会常任理事

※ 必要に応じて参考人の出席を要請

新たな地域医療構想の主な検討事項(案)

- 新たな地域医療構想については、2040年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大等に対応できるよう、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、地域の医療提供体制全体の地域医療構想として検討予定。
- ※ 現状、課題、検討事項等についても、今後の検討会等で検討

【現状】

- 各構想区域の2025年の病床の必要量について、病床機能ごとに推計し、 都道府県が地域医療構想を策定。
- 各医療機関から都 道府県に、現在の病 床機能と2025年の 方向性等を報告。
- 将来の病床の必要量を踏まえ、地域の関係者が地域医療構想調整会議(二次医療圏が多数)で協議。
- 都道府県は**地域医** 療介護総合確保基金 等を活用して支援。

など

【主な課題】

- 2025年の病床の必要量に病床の 合計・機能別とも近付いているが、 構想区域ごと・機能ごとに乖離。
- 将来の病床の必要量を踏まえ、 各構想区域で病床の機能分化・連 携が議論されているが、外来や在 宅医療等を含めた、医療提供体制 全体の議論が不十分。
- 医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上が増大する中、在宅を中心に入退院を繰り返し最後は看取りを要する高齢者を支える医療を提供する必要。その際、かかりつけ医機能の確保、在宅医療の強化、介護との連携強化等が必要。
- 2040年までみると、都市部と過 疎地等で、地域ごとに人口変動の 状況が異なる。
- 生産年齢人口の減少等がある中、 医師の働き方改革を進めながら、 地域で必要な医療提供体制を確保 する必要。

など

【主な検討事項(案)】

- 2040年頃を見据えた医療提供体制のモデル
 - ・ 地域の類型(都市部、過疎地等)ごとの医療需要の変化に対応する医療提供体制のモデル(医療DX、遠隔医療等の取組の反映) 等
- 病床の機能分化・連携の更なる推進
 - 病床の将来推計:機能区分、推計方法、推計年等
 - 病床必要量と基準病床数の関係
 - 病床機能報告:機能区分、報告基準等
 - 構想区域・調整会議:区域、構成員、進め方等。
 - 地域医療介護総合確保基金
 - ・ 都道府県の権限 等
- 地域における入院・外来・在宅等を含めた医療提供体制の議論
 - ・ 入院・救急・外来・在宅・介護連携・人材確保等を含めた医療機関の役割分担・連携のあり方
 - 将来推計:外来、在宅、看取り、医療従事者等
 - 医療機関からの機能報告:機能区分、報告基準等
 - 構想区域・調整会議:外来・在宅・介護連携等の議論を行う区域、 構成員、進め方等
 - 地域医療介護総合確保基金
 - 都道府県の権限
 - 介護保険事業等を担う市町村の役割 等

地域医療構想に関する今後の想定スケジュール(案)

